

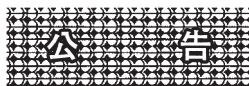
長野県木曾地域振興局告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成30年3月27日付けで木曾広域連合の規約の変更を許可しました。

平成30年4月9日

長野県木曾地域振興局長 増田 隆志

市町村課



公告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、長野県土地利用基本計画を次のとおり変更しました。

平成30年4月9日

長野県知事 阿部 守一

長野県土地利用基本計画

土地利用基本計画の趣旨

土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、長野県の区域における国土（以下「県土」という。）について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、国土利用計画（全国計画及び長野県計画）を基本としています。

基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画です。すなわち、都市計画法（昭和43年法律第100号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政内部の総合的調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものです。

第1 土地利用の基本方向

1 県土利用の基本方針

(1) 県土利用をめぐる現状

県土を利用するに当たっては、複雑な地形・地質、豊かで美しい自然環境、上流水源県、首都圏・中京圏からのアクセスが良好という県土の特性に配慮しつつ、次の点に考慮する必要があります。

ア 本格的な人口減少社会の到来

(7) 本県の人口は、2000年（平成12年）をピークに減少しており、2025年には国立社会保障・人口問題研究所の推計で約194万人、長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略に基づく政策を講じた場合でも約197万人になると見込まれています。年齢構成比では、年少人口と生産年齢人口の割合は減少し、老年人口の割合が増加すると予測されています。

(4) 土地需要は、観光地やインターチェンジ周辺など一部で増加が見られるものの、人口減少・高齢化の進展で更

なる減少が想定されます。また、中山間地域では、不在村化の進行等で手入れの不十分な森林や荒廃農地が増加することが懸念されています。

イ 自然環境等の悪化

(7) これまで人の手が入ることにより良好に管理されてきた里地里山等では、人口減少・高齢化による土地への働きかけの減少により、自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化等が懸念されています。また、地球温暖化に伴う気候変動により、更なる自然環境の悪化や自然生態系の損失が懸念されます。

(4) 自然環境の悪化や生物多様性の損失が、土壌の劣化や水質の悪化等を通じて、食料の安定供給や水源涵養、県土保全など暮らしを支える生態系サービス（自然の恵み）に及ぼす影響が懸念されます。

ウ 相次ぐ自然災害の発生

本県では、2011年（平成23年）の東日本大震災や長野県北部の地震、2014年（平成26年）の南木曾町の土石流災害、御嶽山噴火災害、神城断層地震など、多くの災害の発生により、県土利用における安全・安心に対する県民意識が高まっています。

(2) 県土利用をめぐる現状を踏まえた取り組むべき課題

(1)の県土利用をめぐる現状を踏まえた取り組むべき課題は、次のとおりです。

ア 県土管理水準等の維持及び向上

本格的な人口減少社会においては、県土の適切な利用と管理を通じて県土を荒廃させない取組を進めていくことが必要です。

都市では、中心市街地の空洞化、低・未利用地や空き家等の増加による土地利用の効率の低下が懸念されます。農山村では、農地転用や、高齢の農業従事者の離農等による農地の荒廃により、農地面積の減少・管理水準の低下が懸念されます。また、長期にわたる木材価格の下落等により、一部に必要な施業が行われない森林がみられます。

これに加え、地域社会の生活や生産水準の維持・向上、移住・定住人口の増加に結びつく土地の有効利用・高度利用を推進する必要があります。また、2027年開業予定のリニア中央新幹線のもたらすメリットを広く県内に波及させ、地域振興につなげる取組を県土利用において進める必要があります。

イ 自然環境・美しい景観等の保全・再生・活用

人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す側面もあることから、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する県土利用を進めていくことが必要です。

これに加えて、人と自然との関わりの中で育まれた良好な水環境や景観、農山村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間等の保全・再生・創出や次世代への継承とこれらを活用した観光地域づくり等の地域の魅力の向上が求められています。また、農林産物や再生可能エネルギーなどの地域資源の積極的活用と地域内で経済が循環する自立的な仕組みの構築や、里地里山等での自然環境と調和した持続可能な県土利用の推進が必要です。

さらに、地球温暖化に伴う気候変動により、自然環境の

悪化や生物多様性の損失が懸念されることから、気候変動による将来的な影響も考慮して、これに適応した県土利用を進める必要があります。

ウ 災害に強い県土の構築

本県は、複雑な地形・地質を有するため、災害を受けやすいという特性があります。また、降雨の局地化・集中化・激甚化は、今後気候変動によりさらに極端化・頻発化が予測されています。この際、土砂災害やそれに伴って発生する流木による被害にも留意する必要があります。さらに、近年頻発している火山災害により、7つの常時観測火山に関係する本県でも対策の必要性が改めて認識されています。このため、地域の特性を踏まえ、防災・減災対策の強化、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限、より安全な地域への諸機能や居住の誘導等の取組を進めていくことが必要です。

また、長野県強靱化計画を踏まえ、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、すみやかに復旧・復興できる県土の構築に向けた県土強靱化の取組を推進していくことが必要です。

(3) 県土利用の課題に対応するための基本方針

(2)の課題に対応するため、「適切な県土管理を実現する県土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」の三つを基本方針とし、県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指します。

ア 適切な県土管理を実現する県土利用

(7) 都市的土地利用については、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外への市街地の拡大を抑制します。集約化する中心部では、低・未利用地や空き家の有効利用により、土地利用の効率化を図ります。

一方、集約化する地域の外側では、公共サービスのあり方や、公園・農地・森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の実情に応じた対応を進めます。

また、一つの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の実情を踏まえ、地域が公共交通ネットワークで結ばれることによって必要な機能を楽しむ取組を進めます。

(4) 農林業的土地利用については、優良農地の確保や、農地の良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地の集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止・解消と効率的な利用を図ります。また、県土の保全、水源涵(かん)養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めます。

(9) 流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図ります。また、再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況、自然環境、景観、災害リスク等に十分に配慮します。

(1) 土地利用の転換は、復元の困難性に加え、生態系や景観等にも影響を与えることから、慎重な配慮の下で計画的に行います。また、土地の所有者が所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理できない場合には、所有者以外の者による管理・利用

を促進します。

(4) 土地の有効利用及び保全並びに災害後の早期復旧・復興のため、地籍調査を進め、地籍の明確化を図ります。

イ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

(7) 保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、自然環境の保全・再生を進め、地域づくり等に資する活用を進めます。

(4) 里地里山等の良好な管理を進め、バイオマス等の再生可能な資源の循環的な活用とそれに係る知恵や技術の継承を図ります。

(9) 自然公園の優れた自然や、農山村の豊かな景観、地域の伝統文化、地場産品等の地域資源を活かし、観光地域づくりや地域間交流、経済循環を促進するとともに、都市からの移住、二地域居住の増加を図ります。

(1) 社会資本整備や土地利用において、自然環境の多様な機能を活用するため、生物の生息・生育の場を提供するグリーンインフラの取組を進めます。

(4) 美しい農山村、魅力ある都市空間や水辺空間等、地域の美しい景観の保全、再生、創出を進め、これらを活用した観光地域づくりなど魅力ある地域づくりを進めます。

(4) 地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から、健全な水循環を維持し、又は回復するための取組を進めます。

(4) 外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動との調和を図ります。

ウ 安全・安心を実現する県土利用

(7) ハード面とソフト面を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの高い地域の土地利用を適切に制限することが必要です。その際、高齢者施設等の要配慮者利用施設や公共施設等について、災害リスクの低い地域へ立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めます。

(4) 経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを進めるとともに、交通、ライフライン等の多重性・代替性の確保、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、森林や生態系の持つ県土保全機能の向上などの取組を通じ、災害に強い県土を構築します。

エ 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

自然と調和した防災・減災の促進など複合的な効果をもたらす施策を進め、県土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても県土の適切な管理を行います。

また、適切な管理が困難な荒廃農地などは、地域の実情に応じ、森林や自然環境の再生、希少野生生物の生息地等の新たな用途を見出すことで県土を荒廃させないなど、県民にとって最適な県土利用を選択するよう努めます。

オ 多様な主体による県土の県民的経営

人口減少・高齢化による農林業の担い手不足等から県土の管理水準が低下している中で、個人、ボランティア・NPO、各種団体、企業等多様な主体による県土管理への直接的・間接的なかわりが期待されています。そのため、

県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う県民の参加による県土管理(県土の県民的経営)を進めます。

2 地域類型別の県土利用の基本方向

県土の利用に当たっては、国土利用計画(県計画)の区分に従い、都市、農山村、自然維持地域に類型化された地域において、それぞれの特性を踏まえた県土利用の質的向上を図るものとしします。

(1) 都市

都市においては、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、中心市街地の活性化を図りつつ、環境負荷の小さい安全で暮らしやすい都市を形成するため、地域の実情を踏まえながら、都市のコンパクト化を図り、高齢者をはじめ誰もが歩いて暮らせる集約型のまちづくりを進めます。

このため、都市における県土利用の基本方向は、次のとおりです。

ア 既存のインフラストックを有効に活用するとともに、道路、公園、下水道等の都市施設や高度情報通信網等の整備を計画的に進め、都市機能の向上を図ります。また、地域の資源や特性を活かした個性あるまちづくりを進めます。

イ 既成市街地においては、再開発、建物等の複合化による土地の高度利用、低・未利用地の有効利用、公共交通の利便性の向上を図ります。

特に、中心市街地では、周囲の環境やまちなみ景観等に配慮しつつ、中高層住宅や商業施設と公用・公共用施設の複合化により、土地の高度利用を図るとともに、低・未利用地や空き家については、地域住民や商店街など多様な主体により、地域の実情に応じてコミュニティ施設や交流施設、福祉施設、日用品販売施設等として有効に利用されるよう取組を進めます。

ウ 市街化を図る必要のある区域においては、計画的に整備を図ります。

さらに、集約した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市と周辺の農山村との相互の機能分担や交流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。

新たな土地需要には、地域の実情も踏まえながら既存の低・未利用地の再利用を優先させ、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制します。

エ 健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図ります。

また、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図ります。

オ 災害に強い都市構造を形成するため、諸機能の分散配置やバックアップの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重性・代替性の確保等を進めます。

また、主要な都市機能が災害リスクの高い場所に立地している場合は、耐震化等により安全性を向上させるとともに、より安全な地域に集約を図るよう誘導します。

(2) 農山村

農山村は、人口減少・高齢化等により、農林業生産活動の停滞や集落機能の低下が懸念されており、その活性化が求められています。

こうしたことを踏まえ、農山村が県民共有の財産であるという認識の下、地域経営の中心的役割を担う市町村の行財政基盤の確立や生活・生産基盤の整備を進める必要があります。

このため、農山村における県土利用の基本方向は、次のとおりです。

ア 地域に密着した生活道路、バス等の公共交通、下水道等の生活排水施設、住宅等の生活基盤の整備を、生産基盤の整備とあわせて計画的かつ一体的に促進します。

生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成を促進します。

イ 6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出、地域の歴史や風土を生かした農林業の振興、農山村の資源を活用しながら観光等と結びつけた新たな産業の創出等の取組により、就業機会の確保を図ります。

また、地方創生の取組を踏まえつつ、都市との機能分担や地方への移住・二地域居住などを含む共生・交流を促進します。

ウ 健全な水循環の維持又は回復、担い手への農地の集積・集約、農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応、森林資源の循環利用や適切な整備等により、集落を維持し、良好な県土管理を継続させるとともに、美しい景観の保全・創出を図ります。

また、荒廃農地の解消に努め、その有効利用を促進します。

その際、多様な主体による直接的・間接的な農林業への参画を促進します。

エ 人間の働きかけを通じて形成されてきた里地里山などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理します。

オ 農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農業生産環境と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

カ ため池等の改修、農地の排水対策、地すべり対策等の実施により、災害に強い農山村づくりを進めます。

(3) 自然維持地域

自然維持地域は、原生的な自然や優れた風景地等を有し、県土の生態系ネットワークを形成する上で中核的な役割を果たしています。

このため、在来の野生動植物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、これにより気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然が失われつつある場合は再生を図ること等により、これらの地域を適正に保全します。

その際、外来種の侵入や野生鳥獣被害等を防止するとともに、自然環境データの把握に努めます。

また、適正な管理の下、自然の特性を踏まえつつ体験学習等のふれあいの場としての利用を図ります。

3 地域別の土地利用の基本方向

土地利用に係る地域区分は、本県の自然的、社会的、歴史的な過程等を考慮して、国土利用計画（県計画）の区分に従い、表1のとおり、東信、南信、中信及び北信地域の4地域に区分します。

(表1) 地域区分

区 分	地 域 振 興 局
東 信	佐久、上田
南 信	諏訪、上伊那、南信州
中 信	木曾、松本、北アルプス
北 信	長野、北信

(1) 東信地域

この地域は、本県の東部に位置し、北陸新幹線、上信越自動車道、延伸整備中の中部横断自動車道等により、首都圏・日本海圏・太平洋圏との交通の結節点としての役割が期待されています。また、豊かな自然に恵まれた高原リゾートエリアであり、全国屈指の高原野菜の産地であるとともに、加工組立型産業・技術の集積等から地域に根ざした次世代高付加価値型産業の創出が期待され、一層の発展が見込まれます。

このため、中部横断自動車道のインターチェンジ周辺をはじめ、今後開発の可能性がある地域においては、周辺地域を含めた計画的な土地利用を図るものとします。また、産学官連携によるナノテクノロジーなど地域に根ざした次世代高付加価値産業の集積や感性価値を付加したものづくり産業の創出を図り、低・未利用地の有効活用も考慮して、ハイテク産業等の集積を進める上で必要な用地を確保するものとします。このほか、G7長野県・軽井沢交通大臣会合の開催実績を活かした国際会議の誘致等を推進します。

防災対策では、火山活動が活発である浅間山に対する火山対策等をはじめとする防災・減災のまちづくりを推進するものとします。

農業地域では、八ヶ岳山麓、浅間山麓、菅平高原等を中心に冷涼な気候を活かし、レタス、はくさい、キャベツ等の高原野菜、きく、カーネーション等の花きの全国屈指の産地として発展しています。また、信州ワインバレー構想による千曲川ワインバレーエリアは、小規模なワイナリーの増加に加え、ワイン用ぶどうの栽培適地として、生産拡大のための農地の確保が求められています。このため、今後も優良農地を積極的に確保するとともに、荒廃農地の解消と発生防止を図るものとします。さらに、八ヶ岳高原では、大規模な酪農経営が営まれていることから、自給飼料基盤に立脚した酪農経営を行うための採草放牧地の保全を図るものとします。

森林地域では、日本最長の千曲川（信濃川）の最上流域や全国的に降水量が少ない地域が存在することから、水源涵養や県土保全機能等の多面的機能を高度に発揮させるため、林

業事業体による間伐等の推進に加え、多様な主体の参加を促進しつつ、森林の整備と保全を図ることとします。特に、県内最大のカラマツ資源を有することから、この活用により林業・木材産業の振興を図るものとします。

上信越高原国立公園の浅間山や菅平高原、秩父多摩甲斐国立公園の千曲川源流、妙義荒船佐久高原国定公園、八ヶ岳中信高原国定公園、自然環境保全地域の天狗山など豊かな自然に恵まれたこの地域では、軽井沢高原をはじめとする全国有数のリゾートエリアとなっていることから、自然環境の保全と観光資源としての更なる活用を図るものとします。

さらに、旧中山道、旧北国街道の街道・宿場や上田城、「信州の鎌倉」といわれる塩田平等の歴史的文化遺産の保全と活用を図るとともに、地域の景観上の特性や諸条件を踏まえたきめ細かい景観計画や地区計画、地域住民等による協定等により、景観の保全・育成を図るものとします。

(2) 南信地域

この地域は、本県の南部に位置し、中央自動車道により首都圏、中京圏との交流が深く、伊那木曾連絡道路（権兵衛トンネル）の開通以降は、木曾地域とも多面的な交流が進んでいます。

今後、三遠南信自動車道の建設促進により三河（愛知県）や遠州（静岡県）とを結ぶ南の玄関口となるとともに、リニア中央新幹線の開業により首都圏や関西方面からの玄関口となることが見込まれています。特に、2027年に開業が予定されているリニア中央新幹線については、その整備効果を広く県内に波及させるための関連道路整備を進めています。

このため、三遠南信自動車道のインターチェンジ周辺をはじめ、リニア長野県駅の駅周辺及び周辺道路、国道153号伊駒アルプスロード、伊那バイパスや伊南バイパス沿線など今後開発の可能性がある地域においては、周辺地域を含めた計画的な土地利用を図るものとします。

産業振興においては、産学官連携や諏訪圏工業メッセの開催等による企業間連携により、航空宇宙産業の集積等の次世代成長分野への挑戦や創業・起業環境の熟成を図り、低・未利用地の有効活用を考慮して、先端技術産業等の集積を進める上で必要な用地を確保するものとします。

防災対策では、この地域の全体が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、防災・減災のまちづくりを推進するものとします。

農業地域では、八ヶ岳山麓など冷涼な気候を活かし、セルリー等の野菜やきく、カーネーション等の花きが栽培されています。南アルプスと中央アルプスのふもとでは、水稻を中心に複合経営による野菜、ブランド化を推進している市田柿等の果樹、アルストロメリア、ダリア等の花きに加え、県内でも有数の酪農・肉用牛の生産が行われるなど多品目にわたる農業経営が展開されています。担い手となる中核的経営体の育成、集落営農組織の体質強化や経営の複合化を進めることなどにより、今後も優良農地を積極的に確保するとともに荒廃農地の解消と発生防止を図るものとします。さらに、農

業と地域の自然や農村文化資源を活かした都市農村交流を通じ、移住・二地域居住を促進するものとします。

森林地域は、県内の3割強を占めており、その多面的機能を高度に発揮させるため、林業事業者による間伐等を中心に、矢作川流域等でみられる上下流域の住民や企業等多様な主体の参加による取組等の活用などにより、森林の整備と保全を図るものとします。また、地産地消の観点からカラマツやヒノキ材の製品活用や未利用材を活用した木質バイオマスの利用促進を行いながら、山村等の振興を図るものとします。

また、ユネスコエコパークにも登録された南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国立公園、天竜奥三河国立公園、中央アルプス県立公園といった多くの自然公園や八島ヶ原湿原等の豊かな自然に恵まれていることから、その適正な保全と観光資源としての戦略的な活用を図るものとします。特に、中央アルプス県立公園については国定公園化の研究を進めます。

本県最大の湖である諏訪湖については、水質浄化対策などの環境改善を図るとともに、湖周サイクリングロードの整備など観光地域づくりを通じて、諏訪湖を活かしたまちづくりを進めるものとします。

さらに、景観育成重点地域、景観育成住民協定等に見られるように、地域の美化や景観づくりに関する住民主体の活動と連携し、協働による地域づくりを進めるものとします。

(3) 中信地域

この地域は、本県の西部に位置し、北アルプスや安曇野の田園風景、国宝松本城等の恵まれた観光資源に加え、県内唯一の空の玄関口である信州まつもと空港を有しています。今後、中部縦貫自動車道、松本糸魚川連絡道路、木曾川右岸道路等の整備により、一層広範囲な交流が見込まれます。このため、中部縦貫自動車道のインターチェンジ周辺や松本糸魚川連絡道路の沿道等、今後開発の可能性のある地域においては、周辺地域を含めた計画的な土地利用を図るものとします。

産業振興においては、産学官連携による新技術、新製品の開発を促進し、低・未利用地の有効活用も考慮して、産業集積を進める上で必要な用地を確保するものとします。

防災対策では、この地域では、神城断層地震や御嶽山の噴火、土石流災害など、多くの災害が発生していることから、糸魚川―静岡構造線、姫川断層といった活断層の存在に伴う地震対策、御嶽山や焼岳などに対する火山対策等をはじめとする防災・減災のまちづくりを推進するものとします。

農業地域では、北アルプスを望む地域で豊かな自然条件や気温の日較差が大きという気象条件を活かし、基幹品目の水稻をはじめ、りんご、レタス、すいかなどを中心とした園芸作物と畜産物の生産が行われ、県内でも有数の農業地帯として発展しています。また、木曾地域等の山間地では、はくさいなどの野菜と和牛肥育素牛の生産も行われています。このため、今後も優良農地を積極的に確保するとともに、信州ワインバレー構想により、日本のワイン産地の先進地である桔梗ヶ原と日本アルプスの各ワインバレーにおけるワイン用ぶどうの生産の振興を図るため、栽培適地の農地の利用を促

進する等、荒廃農地の解消と発生防止を図るものとします。

森林地域は、県内の4割強を占めており、その多面的機能を高度に発揮させるため、林業事業者による間伐等の推進、人工林のヒノキやカラマツなどの製材品その他の林産物の生産や、水源地域としての木曾川上下流の交流等多様な主体の参加による取組等を活用し、森林の整備と保全を図るものとします。また、森林セラピー基地の「赤沢自然休養林」を健康づくりや医療機関と連携した観光資源として活用を図ります。

自然公園地域では、中部山岳国立公園の北アルプス、上高地、乗鞍や県立自然公園の御嶽山や中央アルプス等の山岳景観、自然環境保全地域の姫川源流、南木曾岳、唐花見湿原、角間池等の原生的な自然に恵まれていることから、その適正な保全と観光資源としての活用を図るものとします。

また、冬季五輪が開催された白馬村をはじめとする全国有数のスキー場、温泉地、上高地など知名度の高い観光地が数多くあり、2016年(平成28年)日本遺産に認定された「木曾路」や、「塩の道古道」など歴史的文化遺産の保全・活用と合わせ、信州まつもと空港の国際化の推進等を通じたインバウンド振興(外国人観光客の誘致)を図るものとします。特に、御嶽山噴火により観光客が大きく減少した木曾地域においては、「木曾ブランド」による観光地域づくりが重要です。さらに、景観計画や地区計画、地域住民等による住民協定等により、安曇野の田園風景や松本城の眺望に配慮したまちづくりなど、地域の特性に応じた景観の保全・育成を図るものとします。

(4) 北信地域

この地域は、県の北部に位置し、国宝善光寺等文化的資源や志賀高原等の豊かな自然に恵まれ、機械、電機、食品、印刷をはじめとする製造業等多様な産業や文化機能が集積しています。また、北陸新幹線の金沢延伸や上信越自動車道の4車線化等により人的・経済的な交流の更なる拡大が期待されています。このため、金沢延伸時に県内唯一の新設駅となった北陸新幹線飯山駅周辺、上信越自動車道のインターチェンジ周辺など今後開発の可能性のある地域においては、周辺地域を含めた計画的な土地利用を図ります。また、善光寺門前周辺では民間主導でリノベーションによる空き家等の再生が行われ、まちの新たな賑わい創出の手法として注目されています。

産業振興においては、産学官連携による新技術、新製品の開発を促進し、製造業等の集積と、低・未利用地の有効利用も考慮して、産業集積を進める上で必要となる用地を確保します。

防災対策では、長野県北部地震、神城断層地震等地震による被害が相次いでいることから、防災・減災のまちづくりを推進するものとします。

農業地域では、千曲川沿岸を中心に多品目の果樹栽培が行われており、中でもりんご、ぶどう、ももは栽培面積、生産量とも県内第1位となっています。このため、県オリジナル

品種の導入等を通じて稼ぐ力をさらに向上し、農業等の活性化を図るものとします。また、アスパラガス、トルコギキョウは全国屈指の生産量を誇っているため、今後も優良農地を積極的に確保します。さらに、信州ワインバレー構想による千曲川ワインバレーでは、小規模なワイナリーの増加に加え、ワイン用ぶどうの適地とされるところが多いことから農地の利用を促進し、荒廃農地の解消と発生防止を図るものとします。加えて、姨捨の棚田やあんずの里をはじめとする優れた農村景観や観光資源を活かした都市農村交流を推進するものとします。

森林地域では、スギや広葉樹が多いことから、その資源を活用した林業・木材産業の振興を図るものとします。また、間伐材等についてはボイラー等の燃料や木質バイオマス発電等で有効に利用する取組を推進するものとします。

北部・西部の土砂災害の発生しやすい地域においては、地すべり対策事業等の災害対策を推進します。また、千曲川沿岸の低平地では、農地の排水対策を推進します。さらに、豪雪がもたらす災害の抑制をはじめ県土の保全等多面的機能を高度に発揮させるため、林業事業者による間伐等の推進に加え、多様な主体の参加を促進しつつ、森林の整備と保全を図るものとします。さらに、森林の癒し効果を体験する森林セラピー基地が県内10か所（森林セラピーロードを含む。）のうち4か所あることから、観光資源として有効活用を図るものとします。

また、この地域は、上信越高原国立公園の苗場山、ユネスコエコパークにも登録された志賀高原一帯の高層湿原、自然環境保全地域の逆谷地湿原など、県内の7割を占める原野が存在しています。また、鍋倉山や妙高戸隠連山国立公園の奥裾花溪谷等のブナの原生林など豊かな自然にも恵まれていることから、その適正な保全を図るものとします。さらに、重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けた長野市戸隠地区の宿坊群など良好な景観について、その保全・育成を図るものとします。

さらに、冬季五輪の開催地である志賀高原、野沢温泉スキー場をはじめとするスノーリゾートや地獄谷野猿公園のスノーモンキー等、世界的に有名な温泉地等の観光資源を活用したインバウンド振興やアウトドア観光の充実に取り組むとともに、「信越自然郷」等の圏域・県域を越えた広域観光連携により、通年型の観光地域づくりを推進するものとします。

4 土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行わなければならないものとします。なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連性を考慮して五地域いずれかに属するよう適正な土地利用を図るものとします。

(1) 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要があります。

都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保・形成及び機能的な都市基盤の整備に配慮しつつ、既成市街地の整備を促進します。

ア 市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）及び用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域のうち市街化区域内のものを除く用途地域をいう。以下同じ。）においては、中心市街地の活性化を考慮し、低・未利用地の有効活用を優先し、今後新たに必要とされる宅地を計画的に確保、整備することを基本とします。また、安全性、快適性、利便性等を十分配慮した市街地の開発、良好なまちなみ景観の形成、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該地域内の農地を含む緑地、水辺等の自然的環境については、積極的に保全・再生を図り、自然と人が共生する緑豊かな生活環境を創出するものとします。

イ 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、特定の場合を除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとします。

ウ その他の都市地域（上記「ア 市街化区域及び用途地域」及び「イ 市街化調整区域」以外の都市地域をいう。以下同じ。）においては、土地利用の動向を踏まえ、環境・景観及び農林地の保全に留意しつつ都市的な利用を認めるものとします。

(2) 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域です。

農業地域の土地利用については、農用地が食料自給率の向上や農産物の安定供給など、国民の最も基礎的な資源であるとともに、農業生産活動を通じて発揮される、県土保全、水源の涵養、魅力的な農村景観の創出等の多面的機能を有していることも考え合わせ、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るものとします。

また、荒廃農地については、所有者による適切な管理に加え、農地中間管理機構や多様な担い手等の参加を促進することにより、発生防止及び解消に努めます。

ア 農用地区域

農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ）においては、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることを考え合わせると、ほ場や農業水利施設等の農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は、原則行わないものとします。

イ その他の農業地域

その他の農業地域（農用地区域以外の農業地域をいう。以下同じ。）においては、農業生産力の高い農用地、集団的に存在している農用地又は農業に対する公共投資の対象となった農用地の転用は原則として行わないものとします。

ただし、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整が整った場合には、その転用は調整された計画等を尊重するものとしします。

(3) 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興及び森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域です。

森林地域の土地利用については、林産物の供給をはじめ、県土保全、水源の涵養等森林が持つ多面的機能が持続的に発揮されることが県民生活の安定に欠くことができないものであることを考え合わせると、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する機能が高度に発揮されるよう、林業事業体による間伐等の推進に加え、多様な主体の参加を促進しつつ、その整備と保全を図るものとしします。

ア 保安林（森林法第25条第1項及び第25条の2第1項による保安林をいう。以下同じ。）においては、県土保全、水源涵養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることを考え合わせると、適正な管理を行うとともに、保安林の指定理由の消滅又は公益上の理由による転用以外、他用途への転用は行わないものとしします。

イ その他の森林地域（保安林以外の森林地域をいう。以下同じ。）においては、多面的機能の維持増進を図るため、適正な管理を行うものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地、又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、他用途への転用を避けるものとしします。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、その多面的機能の維持を図るとともに、生物多様性保全のため、生態系ネットワークの維持に十分配慮するものとしします。

(4) 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域です。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び体験学習等のふれあいの場に資するものであることを考え合わせると、優れた自然や景観の保全とその適正な利用を図るものとしします。

ア 特別保護地区（自然公園法第21条第1項による特別保護地区をいう。以下同じ。）においては、その趣旨に即して景観の厳正な維持を図るものとしします。

イ 特別地域（自然公園法第20条第1項又は長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）第7条第1項の特別地域をいう。以下同じ。）においては、その風致の維持を図るべきものであることを考え合わせると、都市的利用、農業的利用等を行うための開発は極力避けるものとしします。

ウ 普通地域（自然公園法第33条第1項又は長野県立自然公園条例第20条第1項の普通地域をいう。以下同じ。）においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な

開発その他自然公園としての風景地の保護に支障を来たすおそれのある土地利用は極力避けるものとしします。

(5) 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域です。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことができないものであることを考え合わせると、広く県民が、その恩恵を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう積極的に保全を図るものとしします。

ア 特別地区（自然環境保全法第25条第1項又は長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）第10条第1項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨を考え合わせると、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとしします。

イ 普通地区（自然環境保全法第28条第1項又は長野県自然環境保全条例第12条第1項による普通地区をいう。以下同じ。）においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとしします。

第2 土地利用の調整に関する事項

1 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、第1の2に掲げる地域類型別の土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとしします。

(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 市街化調整区域又はその他の都市地域と農用地区域とが重複する場合

農用地としての利用を優先するものとしします。

イ 市街化調整区域又はその他の都市地域とその他の農業地域とが重複する場合

土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとしします。

(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先するものとしします。

イ 市街化区域及び用途地域とその他の森林地域とが重複する場合

原則として、都市的な利用を優先するものとししますが、緑地としての森林の保全に努めるものとしします。

ウ 市街化調整区域又はその他の都市地域とその他の森林地域と重複する場合

森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとしします。

- (3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域
 - ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合

自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的利用を図っていくものとします。
 - イ 市街化調整区域又はその他の都市地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。
 - ウ 市街化調整区域又はその他の都市地域と普通地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。
- (4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域
 - ア 市街化調整区域又はその他の都市地域と特別地区とが重複する場合

自然環境としての保全を優先します。
 - イ 市街化調整区域又はその他の都市地域と普通地区とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。
- (5) 農業地域と森林地域とが重複する地域
 - ア その他の農業地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先するものとします。
 - イ 農用地区域とその他の森林地域とが重複する場合

原則として、農用地としての利用を優先するものとしませんが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとします。
 - ウ その他の農業地域とその他の森林地域とが重複する場合

森林としての利用を優先するものとしませんが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとします。
- (6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域
 - ア 農業地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。
 - イ 農業地域と普通地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。
- (7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域
 - ア 農業地域と特別地区とが重複する場合

自然環境としての保全を優先するものとします。
 - イ 農業地域と普通地区とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。
- (8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。
- (9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

2 特に調整を要する地域での留意事項

土地利用の転換は、復元の困難性や生態系をはじめとする自然の様々な循環系への影響に十分留意した上で、人口や産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して、適正に行うことが求められています。

このため、市町村においては、地域住民の意向等、地域の実情を踏まえるとともに、市町村の基本構想等、地域づくりの計画との整合を図るものとします。

また、県においては、土地利用が広範囲に及ぼす影響を踏まえ、市町村間の土地利用の整合を図るものとします。

こうした中、地域が直面している土地利用に係る課題について、特に調整を要する留意事項は、次のとおりです。

(1) 荒廃農地の増加への対応

高齢化や人口減少に伴う担い手不足等により荒廃農地が増加しています。

このため、農地として再生活用できるものは、生産のための基盤整備や農業の担い手への集積・集約の促進等により、有効活用を図るものとし、既に森林化しており、農地としての活用が困難なものは、計画的に森林地域等へ変更し、適正な土地利用を図るものとします。

(2) 農地におけるインターチェンジ周辺や幹線道路沿いの開発への対応

インターチェンジ周辺や都市郊外の幹線道路の沿道は、商業施設等の出店圧力が高まります。

特に農地の利用転換に際しては、食料生産の確保と地域の振興を考慮しつつ、地域の農業や景観等に及ぼす影響と地域の実情に応じた開発の必要性について検討するものとし、インターチェンジ周辺や都市郊外の幹線道路の沿道は、周辺の土地利用を規制・誘導する調整方針を立て、適正な土地利用を図るものとします。

(3) 市街化調整区域と隣接する区域の対応

大規模な土地利用の転換は、周辺地域も含めて事前に十分な調査と調整を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮し、適正な土地利用を図るものとします。

特に、厳しい開発制限を伴う市街化調整区域と隣接した土地利用規制の緩やかな地域においては、隣接する地域の間で一体的な土地利用が図られるよう都市的利用と農業的利用等との調整を行い、厳格な規制・誘導を伴う適正な土地利用を図るものとします。

(4) 再生可能エネルギー関連施設の設置への対応

農地や森林、過去に災害のあった場所などへの再生可能エネルギー関連施設の設置にあたっては、小規模な設備でも地域や住民とのトラブルが発生する場合があります。

再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、関係法令の遵守を求めるほか、地域住民に対する十分な説明、地域の自然環境や景観、災害リスク等に配慮した事業の重要性を事業者周知し、地域と調和した適正な土地利用を図るものとします。

地域振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年4月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア小諸インター店

小諸市大字諸字鳥井辺297-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) マツヤ小諸インター店

(変更後) デリシア小諸インター店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1
(株)マツモトキョシ甲信越販売	井浦 康晴	岡谷市赤羽1-4-18

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

4 変更した年月日

平成27年4月9日ほか

5 届出年月日

平成27年12月8日及び平成30年3月22日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成30年4月9日から平成30年8月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年4月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユーパレット白田店
佐久市田口5566ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア
松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) マツヤ白田店
(変更後) ユーパレット白田店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1
(株)モリキ	森 高明	飯山市南町16-1
佐久フォート	中山 忠	南佐久郡白田町下越200-5

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28
(株)モリキ	高橋 一隆	飯山市南町13-3

4 変更した年月日

平成26年5月26日ほか

- 5 届出年月日
平成27年12月8日及び平成30年3月22日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成30年4月9日から平成30年8月9日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年4月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユーパレット南佐久店
南佐久郡佐久穂町大字畑3804-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155-28
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) マツヤ南佐久店
(変更後) ユーパレット南佐久店
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

- 4 変更した年月日
平成27年4月16日ほか
- 5 届出年月日
平成27年12月8日及び平成30年3月22日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成30年4月9日から平成30年8月9日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年4月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユーパレット小諸店
小諸市大字御影新田字谷地2081-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155-28
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) ユー・パレット小諸店
(変更後) ユーパレット小諸店
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

4 変更した年月日

平成28年4月1日ほか

5 届出年月日

平成30年3月22日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成30年4月9日から平成30年8月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年4月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア東部店

東御市大字田中宇城ノ前705-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 東部中央ショッピングセンター

(変更後) デリシア東部店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

- 4 変更した年月日
平成28年4月1日ほか
- 5 届出年月日
平成27年11月30日及び平成30年3月22日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成30年4月9日から平成30年8月9日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年4月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユーパレットサンライン上田店
上田市大字芳田1513-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155-28
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) ユー・パレットサンライン上田店
(変更後) ユーパレットサンライン上田店
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

4 変更した年月日

平成28年4月1日ほか

5 届出年月日

平成27年11月30日及び平成30年3月22日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成30年4月9日から平成30年8月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年4月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア上田川西店

上田市大字小泉高田715-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) マツヤ上田店

(変更後) デリシア上田川西店

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

4 変更した年月日

平成28年4月1日ほか

5 届出年月日

平成27年11月30日及び平成30年3月22日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成30年4月9日から平成30年8月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年4月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア上丸子店

上田市上丸子331-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

昭和建物株式会社

長野市大字高田中村259-2

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) マツヤ丸子店

(変更後) デリシア上丸子店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
小出 昭雄	小池 輝幸

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

4 変更した年月日

平成28年4月1日ほか

5 届出年月日

平成27年11月30日及び平成30年3月22日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成30年4月9日から平成30年8月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年4月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア稲葉店

長野市大字稲葉字母袋沖748ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) マツヤ稲葉店

(変更後) デリシア稲葉店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

4 変更した年月日

平成28年4月1日ほか

5 届出年月日

平成27年12月1日及び平成30年3月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成30年4月9日から平成30年8月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年4月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユーパレットショッピングモール

長野市大字赤沼字聖下2414-3ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア
松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) マツヤショッピングモール

(変更後) ユーパレットショッピングモール

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤショッピングモール	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

4 変更した年月日

平成28年4月1日ほか

5 届出年月日

平成27年12月1日及び平成30年3月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成30年4月9日から平成30年8月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年4月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア須坂西店
須坂市墨坂4-1-3ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア
松本市大字今井7155-28
第一リース株式会社
東京都港区虎ノ門1-2-6

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) マツヤ須坂西店
(変更後) デリシア須坂西店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

4 変更した年月日

平成28年4月1日ほか

5 届出年月日

平成27年12月1日及び平成30年3月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成30年4月9日から平成30年8月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

本件は、平成30年3月30日に不調となった入札案件の再度公告です。そのため、設計内容を一部見直しています。

また、財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第157条の4の規定により、入札公告期間を短縮していますので、質問・回答期間、入札書提出期限等の日程を確認の上、入札してください。

平成30年4月9日

長野県知事 阿部守一

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工事名

県立武道館建築工事

3 工事箇所名

佐久市猿久保

4 工事概要

武道館（RC・S・W 2F 12,300㎡）及び大庇の建築工事

5 工期

長野県議会議決の日から約560日間（債務負担行為設定済）

6 落札方式

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用する工事です。

7 入札に参加する者に必要な資格

本工事は競争入札参加資格は、次に掲げる要件を満たす任意の2者を構成員とする特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）とし、かつ、当該工事に係る競争入札参加資格確認の結果、資格があると認められた特定JVとします。

(1) 特定JVの各構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は規則第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

イ 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年長野県告示第640号）により建築一式工事の認定を受けていること。

ウ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により建築一式工事に係る特定建設業の許可を有していること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

カ 長野県において滞納している県税等徴収金がないこと。

キ 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と経営上密接な関連がある者でないこと。

ク 本件入札の他の入札参加資格者（他の構成員を含む。）と経営上密接な関連がないこと。

ケ 当該特定JV以外の構成員として本件入札に参加していない者であること。

コ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

サ 出資比率は構成員が自主的に定めるものとし、代表構成員は構成員のうち最大の出資比率の者とする。また構成員の最小出資比率は30パーセント以上とする。

(2) その他次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 特定JVの構成員のうち、代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(7) 平成29、30年度の長野県建設工事入札参加資格審査における経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評定値（新客観点数を除く。）が1,200点以上であること。

(4) 平成15年4月1日から平成30年4月8日まで（以下「過去15年以内」という。）に、RC造、S造又はSRC造で、地上2階以上かつ延べ面積6,000㎡以上の新築・改築・増築工事（増築の場合は、増築部分の規模）の施工実績（公共機関等（建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第3条第15号に規定するものをいう。）又は民間から発注された工事を元請したものに限る。以下「施工実績」という。）を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体としての施工実績にあっては、出資比率20パーセント以上の代表構成員としてのものに限る。

(7) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に1名以上専任で配置できる者であること。

a 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。

b 過去15年以内に、RC造、S造又はSRC造で、地上2階以上かつ延べ面積6,000㎡以上の新築・改築・増築工事（増築の場合は、増築部分の規模）の主任技術者又は監理技術者としての経験（施工実績に係るものに限る。）を有すること。

イ 特定JVの構成員のうち、代表構成員以外の者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(7) 平成29、30年度の長野県建設工事入札参加資格審査における経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評定値（新客観点数を除く。）が900点以上であること。

(4) 過去15年以内に、RC造、S造又はSRC造で、地上2階以上かつ延べ面積3,000㎡以上の新築・改築・増築工事（増築の場合は、増築部分の規模）の施工実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体としての施工実績にあっては、出資比率15パーセント以上の構成員としてのものに限る。

(7) 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に1名以上専任で配置できる者であること。

8 総合評価落札方式

(1) 本件入札は、総合評価落札方式による入札であり、総合評価落札方式実施要領（平成20年3月4日付け19土政技第264号）及び特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札実施要領（平成21年7月1日付け21建政技第159号）を適用します。

(2) 総合評価の形式

本件総合評価は、技術等提案型です。

(3) 総合評価の落札者決定基準（評価項目及び配点）

総合評価の落札者決定基準(評価項目及び配点)は、次のとおりとします。なお、簡易型の評価点における工事成績の評価は、公告日現在の工事成績評定点を基準として行い、建設マネジメントの評価は、公告日の直近の経営事項審査の結果を基準として行います。

ア 総合評価点

価格点+価格以外の評価点

イ 価格点：配点61点

ウ 価格以外の評価点

簡易型の評価点+技術提案の評価点：配点39点

(7) 簡易型の評価点：配点9点

a 工事成績：配点7点

b 技術者要件：配点1点

c 建設マネジメント：配点1点

(4) 技術提案の評価点：配点30点

a 施工計画：配点8点

b 安全・環境対策：配点7点

c 工期短縮：配点7点

d 社会貢献策：配点8点

(4) 価格以外の評価点の公表及び評価結果に対する疑義照会

ア 価格以外の評価点の公表

価格以外の評価点は、平成30年5月28日(月)にインターネットの長野県公式ホームページの「入札情報システム」(以下「入札情報システム」という。(<https://www.ppi.e-nagano.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>)へ掲載します。なお、簡易型の評価点については、あらかじめ平成30年5月17日(木)に入札情報システムへ掲載します。

イ 評価結果に対する疑義照会

簡易型の評価点について疑義がある場合は、平成30年5月18日(金)から平成30年5月21日(月)午後5時までの間に、次のとおり書面等を提出して説明を求められます。なお、技術提案の評価点については、疑義照会を受け付けません。

(7) 提出場所

9の(2)のとおり

(4) 提出方法

原則として所定の用紙を使用し、必要事項を記載の上ファクシミリにより提出してください。その際、疑義の根拠資料を併せて提出してください。

(7) 回答方法

原則としてファクシミリにより回答します。

(5) 技術提案等に対するヒアリング

提出された技術提案等に対するヒアリングを平成30年5月23日(水)(時間及び場所等は別途連絡します。)に行う予定です。詳細は、入札説明書に記載のとおりです。

(6) 価格以外の評価内容の確保等

ア 落札候補者との契約前に、価格以外の評価内容を満足しない事実が確認された場合は、当該落札候補者とは契約しないものとします。

イ 落札者が技術提案等の内容について提案どおり実施できなかった場合にあっては、次のとおり取り扱うものとします。

(7) 技術提案等の内容と実施した内容に著しい差異があるときは、建設工事標準請負契約約款(平成8年2月27日付け

7監第487号)第46条第1項第4号による契約解除を行うことができるものとします。

(4) 虚偽記載等の明らかに悪質な行為があった場合には、入札参加停止等の措置を講ずることとします。

(7) 契約金額について、技術提案の評価点又は簡易型における価格以外の評価点を再計算し、総合評価点が変わらないように減額変更します。

(5) 本工事について、工事成績評定においてマイナス評価とします。

ウ 自然災害等の不可効力の場合を除き、技術提案等の内容によることが困難で工事費が増額する場合にあっては、変更契約は、原則として行わないものとします。

(7) 落札候補者の決定

本件入札においては、総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。ただし、同点の場合は当該者にくじを引かせ落札候補者を決定します。当該くじ引きは、別途指定する日時及び場所において行うこととします。

9 設計図書等の閲覧等及び問い合わせ先

(1) 設計図書等の閲覧等

ア 本工事に係る入札説明書、工事費内訳書(いわゆる金抜き設計書)、設計図面、特記仕様書及び特記仕様書共通事項等の図書(以下「設計図書等」という。)の閲覧期間及び閲覧場所は、次に掲げるとおりです。

(7) 閲覧期間

平成30年4月9日(月)から平成30年5月11日(金)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(4) 閲覧場所

(2)のとおり

イ 設計図書等(設計図面を除く。)は、平成30年4月9日(月)から、入札情報システムからダウンロードすることができます。

ウ 設計図書等に対する質問及び回答

入札に参加を希望する者が設計図書等について質問がある場合は、平成30年4月10日(火)から平成30年4月23日(月)午後5時まで、(2)の場所に、質問書を提出することができます。

質問書に対する回答は、平成30年4月11日(水)から平成30年4月27日(金)までの間、順次入札情報システムに掲載して行うこととし、直接回答することはありません。

公平性及び透明性の確保の観点から質問書の内容は原則全て公開するので、企業秘密など公開されたくない内容を含む質問書は提出しないでください。したがって、各特定JVが提案しようとする技術提案に係る質問書は、原則として受け付けないことになります。

エ 本工事の現場説明会は、実施しません。

(2) 閲覧場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692の2

長野県建設部施設課営繕事務係

電話 026(235)7342

ファクシミリ 026(235)7477

メールアドレス shisetsu@pref.nagano.lg.jp

10 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札に必要な提出書類

本件入札に参加する特定JVは、入札時に次の書類（以下「入札書等」という。）を提出してください。なお、入札書等は、一括して提出する必要がありますので注意してください。

ア 入札書

イ 一般競争参加資格等確認申請書

ウ 一般競争参加資格等確認資料

エ 共同企業体協定書

オ 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し

カ 各構成員の長野県税に係る納税証明書の写し

キ 工事費内訳書

ク 総合評価落札方式の価格以外の評価点申請書

(7) 簡易型の評価点申請書

(4) 技術提案書及び技術提案参考資料

ケ 入札参加資格の付与を受けていない者にあつては、当該資格の付与のための書類

(3) 入札書等の提出及び開札

ア 入札書等の提出

入札書等は、次の場所に原則郵送で提出するものとし、平成30年5月11日（金）を配達日とする一般書留又は簡易書留のいずれかの方法による配達日指定郵便としてください。配達日指定郵便として郵便局へ差し出せるのは、長野県内でも配達指定日の前々日までとなりますので、あらかじめ郵便局に確認してください。

なお、入札のための積算に関わる事項などを質問回答として、入札情報システムに掲載することがありますので、入札書等の郵便局への差出しは、平成30年4月28日（土）以降としてください。

また、平成30年5月11日（金）午前8時30分から午後5時15分までの間に限り持参による提出を受付けます。

郵便番号 380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692の2

長野県建設部施設課

イ 開札等

(7) 開札の日時

平成30年5月29日（火） 午前10時

(4) 開札の場所

長野県長野市大字南長野字幅下692の2

長野県庁 西庁舎1階入札室

(9) 開札の執行

開札執行回数は、2回とします。1回目の開札において予定価格の制限の範囲内の入札があった場合は予定価格を、予定価格の範囲内の入札がない場合は最低入札価格の入札金額を読み上げ、開札を終了し、同内容をファクシミリにより1回目の入札参加者に通知するものとします。

なお、1回目の開札において予定価格の範囲内の入札がない場合においては、1回目の入札参加者と再度の入札を行いますので、アに指定する場所に郵送又は持参により入札書（第2回）を提出してください。郵便の配達日は平成

30年6月4日（月）、持参の提出は同日午前8時30分から午後5時15分までの間とします。2回目の開札は、平成30年6月5日（火）午前10時に（イ）に指定する場所で行い、予定価格の範囲内の入札があった場合は予定価格を、予定価格の範囲内の入札がない場合は最低入札価格の入札金額を読み上げ、開札を終了し、同内容をファクシミリにより2回目の入札参加者に通知するものとします。また、再度の入札の結果落札候補者の通知を受理した者は、速やかに入札書（第2回）に関わる工事費内訳書をアに指定する場所に提出してください。

(エ) 見積書の提出

2回目の開札において、予定価格の範囲内の入札がない場合は、平成30年6月7日（木）午後2時に（イ）に指定する場所において、2回目の入札参加者と政令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行することとします。この場合の見積回数は2回を限度とし、見積書の採用決定は、前記8に準じて総合評価によるものとします。総合評価点が高点の場合は、その場において、当該者にくじを引かせ見積書の採用順位を決定します。また、見積書の提出の結果採用候補者の通知を受理した者は、速やかに採用見積書に関わる工事費内訳書をアに指定する場所に提出してください。

随意契約に移行した際、この場において見積書を提出しない者は、随意契約を辞退したものと見なします。

ウ 予定価格の公表

1回目の開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札があった場合は、平成30年5月30日（水）までに、また、2回目の開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札があった場合は、平成30年6月6日（水）までに、予定価格を入札情報システムへ掲載します。

エ 予定価格に対する疑義申立て

本工事の入札に参加した者は、予定価格について疑義がある場合は、次の期間に、前記9の（2）の場所に疑義申立て書を提出することができます。

疑義申立て書は、入札情報システムに掲載された所定の様式又は同等の項目が含まれる書式により電子メール又はファクシミリで提出してください。

(7) 1回目の開札において予定価格が公表された場合

平成30年5月30日（水）から平成30年5月31日（木）正午までの間

(4) 2回目の開札において予定価格が公表された場合

平成30年6月6日（水）から平成30年6月7日（木）正午までの間

オ 開札等の状況の公表

入札（見積）者名、入札（見積）金額及び低入札価格調査基準価格（消費税抜き）は、平成30年6月8日（金）までに入札情報システムに掲載します。

(4) 低入札価格調査制度の調査基準価格等の適用

本件入札は、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領（平成15年4月14日付け15監技第7号）第3第1号に規定する「低入札価格調査基準価格」を適用し、同第2号に規定する「失格基準価格」は適用しません。

(5) 特別重点調査の適用

本件入札は、特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札実施要領第9の2に規定する「特別重点調査」を適用し、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について(平成23年6月24日付け23建政技第128号)により調査を実施します。

(6) 入札保証金

納付を免除します。ただし、次に該当する場合は、見積もった総額(消費税額及び地方消費税額を含む金額)の100分の5に相当する金額を納付しなければなりません。

ア 落札者として決定された特定JVが、契約を締結しないとき。

イ 低入札価格調査に係る調査書類等、発注者が求める入札条件を確認する書類を提出しなかったとき。

ウ 低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退に対する事務処理規定に基づく辞退又はやむを得ない事情と発注者が認める辞退による場合を除き、契約締結にいたらなかったとき。

(7) 契約保証金

請負代金の100分の10以上とします。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証による担保を提供した場合は、契約保証金の納付に代えることができます。なお、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

(8) 入札書の無効等

ア 特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札 入札心得(以下「入札心得」という。)第5条に掲げる入札書等は、不受理とします。

イ 入札心得第19条及び第20条に掲げる入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 契約の締結

本公告に係る契約については、落札者の決定後、建設工事請負仮契約を締結し、長野県議会の議決後に本契約を締結します。

なお、仮契約の締結前に長野県から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を締結しないことがあります。また、仮契約の締結後から長野県議会議決前に長野県から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を解除し、本契約を締結しないことがあります。当該入札参加停止措置により契約を締結しない取扱いとした場合については、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとします。

(11) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無し

(12) 入札参加資格の付与を受けていない者であっても(2)の入札書等を提出することができますが、入札に参加するためには、平成30年5月28日(月)までに、当該資格の付与を受け、かつ、一般競争参加資格等の確認を受けなければなりません。

11 その他

詳細は、入札説明書、特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札公告〔共通事項〕及び入札心得によります。なお、入札情報システムからダウンロードできます。

12 Summary

(1) Nature of the construction required:

Prefectural Budokan in Sarukubo, Saku City:
Construction of Budokan martial arts arena

(2) Deadline and mailing address for submission of

application forms and relevant documents by Delivery
Date Specified Mail (Haitatsubi shitei yubin)

Deadline: May 11, 2018

June 4, 2018 (If rebidding is necessary)

Mailing address: Facilities & Building Planning
Division,

Construction Department, Nagano Prefectural
Government

380-8570 JAPAN

(3) Time and place of bid opening:

Time: 10AM, May 29, 2018

10AM, June 5, 2018 (If rebidding is necessary)

Place: Bidding Room, Nagano Prefectural Government
West Annex 1F

(4) Contact point for tender documents:

Facilities & Building Planning Division, Construction
Department,

Nagano Prefectural Government 380-8570 (Exclusive
postal code for Nagano Prefectural Government)

TEL +81-26-235-7342 (Contact for inquiries; Japanese
only)

FAX +81-26-235-7477

E-mail shisetsu@pref.nagano.lg.jp

施設課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年4月9日

長野県教育委員会教育長 原山隆一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

県立高等学校における探究学習のためのICT機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 納入期限

平成30年9月30日(日)

(4) 納入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 調達する物品に対し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することはできません。

- (1) 申請書の入手先
次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。
http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/h29_30_sankashikaku.html
- (2) 申請を行う時期
随時受け付けます。
- (3) 問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県会計局契約・検査課用品調達係
電話 026(235)7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県教育委員会事務局教学指導課
電話 026(235)7433

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成30年5月22日(火) 午前10時30分
イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室
- (3) 郵送(書留郵便に限る)による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 受領期限 平成30年5月21日(月) 午後5時
イ 提出場所 長野県庁専用郵便番号 380-8570
長野県会計局契約・検査課
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類等を、平成30年5月18日(金)午後5時までに上記4の場所に提

出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Lease Contract of a set of Information and Communication Technology (ICT) equipment for Inquiry Based Learning at Prefectural Public Senior High Schools in Nagano.
- (2) Delivery deadline:
September 30, 2018.
- (3) Delivery locations:
As mentioned in the tender description and specification
- (4) Point of Contact for information about the tender; description / conditions / and other inquiries:
Teacher Consultation Division, Nagano Prefectural Board of Education
Nagano Prefectural Government
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City
TEL: +81-26-235-7433 (Contact for inquiries)
- (5) Bidding procedure, etc.
Language and currency in which bidding will be conducted:
Japanese language and Japanese yen (JPY).
Time and location of bid opening:
Time: 10:30am, Tuesday, May 22, 2018
Location: Bidding Room, Nagano Prefectural Government West Annex
Submission deadline and mailing address for postal bidding forms:
Submission deadline: 5:00pm, May 21, 2018
Mailing address:
Teacher Consultation Division

Nagano Prefectural Board of Education,
〒380-8570 (this is the exclusive postal code for
Nagano Prefectural Government)
(Registered Mail Only)

教学指導課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成30年4月9日

長野県警察本部長 内藤 浩文

1 落札に係る物品等の名称及び予定数量

- | | |
|-------------------------|-------------|
| (1) レギュラーガソリン | 244,000リットル |
| (2) 軽油 | 10,600リットル |
| (3) ガソリンエンジン用オイル（SL級以上） | 10リットル |

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

- | | |
|---------|------------------|
| (1) 名称 | 長野県警察本部警務部会計課 |
| (2) 所在地 | 長野市大字南長野字幅下692-2 |

3 落札者を決定した日

平成30年3月16日

4 落札者の名称及び所在地

- | | |
|---------|--------------------|
| (1) 名称 | 相馬商事株式会社 石油卸部北信エリア |
| (2) 所在地 | 長野市鶴賀緑町1629 |

5 落札金額

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| (1) レギュラーガソリン1リットル当たりの単価 | 134円×108/100円 |
| (2) 軽油1リットル当たりの単価 | 114円+ (114円-32.1円) × 8/100円 |
| (3) ガソリンエンジン用オイル1リットル当たりの単価 | 700円×108/100円 |

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成30年2月1日

会計課